

緑税務署から確定申告のお知らせ

緑 区連承認 第9号

青葉区連承認 第13号

◎平成 30 年分の確定申告【申告・納付の期限等】

所得税及び復興特別所得税 **2月18日(月)～3月15日(金)**

贈与税 **2月 1日(金)～3月15日(金)**

個人事業者の消費税及び地方消費税 **4月 1日(月) まで**



納税は振替納税が、安全・便利です。

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が利用できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

◎緑税務署の申告書作成会場

税務署の申告書作成会場は、**2月18日(月)**に開設します！

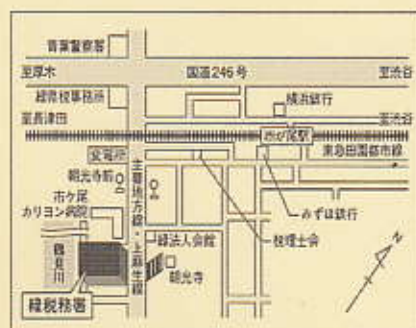
〔開設期間〕 **2月18日(月)～3月15日(金)**

土・日を除く。ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は、相談、申告書の受付及び用紙の配付のみを行います。

〔時 間〕 受 付 **8:30～16:00**

相談・作成 **9:15～17:00**

- ・ 会場が混雑している場合は、16時より前に受付を締め切ることがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありません。
- ・ 1月から4月中旬まで税務署の駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- ・ 税務署には、ご利用可能なコピー機がございません。あらかじめご了承ください。



◎スマホでも確定申告書の作成が可能になりました！

平成31年1月4日から、税務署窓口で発行したIDとパスワードがあれば、**スマートフォンでもe-Taxで送信**できるようになりました。このIDとパスワードは、**事前の申請が必要**です。

詳しくは、税務署へお問い合わせください。

特にご注意ください！

◎配偶者控除が見直されました！

税制改正により、平成30年分の確定申告から、**合計所得金額が1,000万円を超える方は、配偶者控除が適用されない**こととされました。

◎医療費控除の手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、**領収書の提示又は提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要**となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

◎申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、**税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

※ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

お問合せ先：緑税務署 〒225-8550

横浜市青葉区市ケ尾町22-3 ☎ 045 (972) 7771 (代表)

※お電話は、自動音声にてお受けし、ご用件に応じて担当者がお答えします。